

令和7年

駒ヶ根市教育委員会 第7回定例会

会 議 録

駒ヶ根市教育委員会

## 令和7年駒ヶ根市教育委員会 第7回定例会議事日程

告示年月日 令和7年5月16日（金曜日）

開催年月日 令和7年5月27日（火曜日）

開催場所 駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

開会時刻 午後1時57分

閉会時刻 午後3時40分

- 1 開会
- 2 教育長報告
- 3 事業報告及び事業計画
  - ・ 定例会教育委員会 6月24日（火）午後2時00分～市役所南庁舎2階 大会議室
- 4 審議案件
  - 議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について
  - 議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について
  - 議案第3号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
  - 議案第4号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について
  - 議案第5号 旅館業営業許可申請に係る意見について
- 5 協議事項
  - （1）駒ヶ根市こども計画（素案）について
  - （2）総合教育会議について
- 6 報告事項
  - （1）行事共催等承認申請の専決処分について
- 7 その他
  - （1）令和7年度子育てサポーター養成講座について
- 8 閉会

## 出席者

教 育 長	本 多 俊 夫
教育長職務代理者	唐 澤 浩
委 員	木 下 健 一
委 員	小 池 文 弘

## 欠席者

委 員	山 田 恵 美
-----	---------

## 委員以外で会議に出席した者

教育次長	赤 羽 知 道
子ども課長	水 野 毅
社会教育課長	木 下 岳 士
学校教育係長	塩 澤 俊 昭
こども相談係長	菅 沼 洋 平
子育て支援係長	三 枝 泰 子
教育総務係長	倉 田 さおり
教育総務係	大 澤 い ほ

傍聴：2人（うち報道機関2人 長野日報社、信濃毎日新聞社）

## 会議のてんまつ

### 議事日程記載のとおり

午後1時57分 開会

#### 1 開会

○本多教育長 二、三分早いですが、皆さんおそろいですので駒ヶ根市教育委員会第7回定例会を始めたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 2 教育長報告

○本多教育長 「さみだれや 名もなき川の おそろしき」与謝蕪村の句であります。

さきおとといですか、河川一斉清掃が来週に延期ということでありました。「名もなき川のおそろしき」ということで、昔の人々は自然に逆らうことなく一体となって生活していたということがあります。中止になった日に今日は晴れたなと思って家のそばの小さい川をのぞくと、物すごい勢いで水が流れておりました。しかも、水かさはいつもの倍くらい、道の高さと同じくらいになっていて、中止してよかったなというような思いであります。

これからプールのシーズンですけれども、水の事故等がないことを願うところであります。

ところで、ちょっと古い話ですが、広島東洋カープに達川選手というキャッチャーがいました。とても熱血漢ですので、皆さんもテレビかなにかで見たことがあると思います。達川光男の講演会が雑誌に載っていましたので、そこに載せました。

彼の出身校は広島商業で、そこが夏の甲子園で優勝したときにちょっと裏話があったということです。

準決勝の前の日にその事件は起きたそうです。

いつも広島商業の利用していた宿のおかみさんが、春の選抜のときは優勝すると思ったけれども、この夏は負けるでしょうねと、履物はそろえない、片づけない、挨拶はしない、乱れていると言ったようです。どうも監督がそれを聞いていたらしく、大会には3年生が主体で出場するのだけれども、一緒についていった2年生はどうもお客様気分緊張感がなかったようで、だから監督は、その晩「2年坊、邪魔になるけ、帰れ」と言って2年生を広島に帰してしまったということです。

それで、監督は、明日は負けて広島へ帰ろうと、挨拶もできん、履物もそろわん、整理整頓もできんチームが日本一になっちゃ駄目だと言われたと、そんな話が出ておりました。

一本筋を通すといいますか、貫く、別の言葉で言えば心意気とか生き方につながるようなことであるなど、そんな深い心持ちを持った方たちもいるのだということは大変参考になるということで載せました。

その後の「生活に汗する」というのは読んでいただければいいのですが、中学生には読んで聞かせたこともございます。

「自分の感受性くらい」という詩があります。茨木のり子さんという方の詩です。

「ばさばさに乾いてゆく心を」云々というところからスタートして、心を人のせいにするなどあり、途中から終わりにかけて

駄目なことの一切を

時代のせいにはするな  
わずかに光る尊厳の放棄

自分の感受性くらい  
自分で守れ  
ばかものよ

と書いてある、こういう詩があります。もう一度言いますと、「自分の感受性くらい」という詩です。茨木のり子さんです。

それを思い出しまして、やっぱり感性だとか、感受性だとか、そういうものというのは生きていく上でとても大事なことだなど、自分の感受性くらい自分で守れという若者へのアドバイスのような詩というのは、ぜひ一読されることが大事なかなと思います。

古い話ですが、赤穂中学校が荒れていた頃、後藤先生という当時の教頭先生なのですが、信濃教育会の会長をやっています、駒ヶ根市に講演にも来てくれた方です。その方が全校放送でこの詩を朗読してくれるのです。そうすると、あの元気のいい子どもたちがはっとして言うことを聞くようになる、そのくらい影響力がございました。

最後でございませけれども、「物怖じしない子ら」ということを「ちょっと立ち止まって」のところに書いておきました。

校長会でもちょっと話したのですが、4月25日の朝、歩いている途中、正面から3人くらいの子が歩いて来ました。「おはようございます」と言って近づいてきて、私も「おはようございます」と言ったら、「ねえねえ、この石ね、裏がざらざら、表がつるつるなんだよ」と言って石を見せてきました。「へえ、面白いね。どこにあったの?」と聞いたら「家の庭だよ」と言います。私がじっくり見ようと眼鏡を上げたら、子どもというのは正直なので「わ、面白い眼鏡だ」と言って、もう石じゃなくてそっちに注意が向いてしまったのですけれども、「いや、こうしないと近くが見えないんだよ」と、「こうやって戻すと遠くが見えるんだよ」と私が説明したら、石を持っていない隣にいた子が「面白いおじさん」と言い、その後、私が「気をつけて行ってらっしゃい」と言ったら、「はい。ありがとうございました」と言って歩いていきました。

それが、後日談がありまして、5月20日、私の顔を覚えていたのか、またその子がつつかと寄ってきて「あそこに上伊那の新聞が落ちていたよ」と言うので、上伊那の新聞って何かなと思ひ「どこに?」と聞いたら「フェンスの中」と言ったので、「拾っておいてね」と言ったのですが、返事はありませんでした。そこまで行ったら確かに「月刊かみいな」という毎月配布されるフリーペーパーが落ちておりました。フェンスの中側だったので私は拾えませんでした。子どもたちはこんな家庭に配布されるものにまで目を配っているのだなということが分かったわけです。

私が「拾っておいてね」と言ったのだけれども、2日ほど拾ってなかったのですが、風か何かでフェンスの外に出ていましたので、昨日、私が拾いました。

その後がまたありまして、次回、お楽しみで話をしたいと思いますが、1年生を含めて、子どもたちに3回ほど行き会えば、この人は危険分子じゃないということで幾らか安心されたのか、向こうからどんどん挨拶や話をしてくれるようになったということでもあります。

以上であります。本日もよろしくお願ひいたします。

### 3 事業報告及び事業計画

○本多教育長 それでは3番の事業報告及び事業計画をお願いいたします。

〔赤羽教育次長 事業報告及び事業計画資料により説明〕

○本多教育長 次回の定例教育委員会は6月24日の午後2時から南庁舎ということでありませす。

事業報告及び事業計画について、何か御質問等ございますか。——よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### 4 審議案件

#### 議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について

○本多教育長 それでは審議に移りたいと思います。

議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命について、お願いします。

○三枝子育て支援係長 子育て支援係長の三枝と申します。よろしく申し上げます。

それでは5ページを御覧ください。

議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命についてでございます。

駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき駒ヶ根市子ども・子育て会議委員として下記の者を任命するものであります。

子ども・子育て会議委員は、子ども・子育て支援事業計画審議委員を兼ねており、現在、駒ヶ根市こども計画策定に向けて審議をいただいているところであります。そのため、再任させていただきたい旨、委員さんの了承を得て、太字で掲載されている新任委員5名、再任6名について任命したいとしますものでございます。

6ページの関係課及び事務局職員につきましては令和7年度人事異動に伴い変更となった職員について太字で記載してあります。

任命年月日は令和7年4月1日に、任期につきましては令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。

以上、御審議をよろしくをお願いいたします。

○本多教育長 ただいまの子ども・子育て会議委員の任命について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

明朝体の方は再任ということでもいいのですか。

○三枝子育て支援係長 明朝体の方は、来年——令和8年3月31日まで既に任命されておりますので、今回、令和7年4月から2年間の方は太字の方です。

○本多教育長 分かりました。失礼しました。

特にございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 それでは、議案第1号 駒ヶ根市子ども・子育て会議委員の任命についてお認めいただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長 ありがとうございます。お認めいただきました。

### 議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について

○本多教育長 続きまして議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命について、お願いします。

○木下社会教育課長 それでは議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命についてお願いします。

図書館法第15条及び駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定によりまして下記のとおり駒ヶ根市図書館協議会委員に任命したいというものであります。

今回は任期満了に伴う委員の任命という形になりますが、御覧いただくとおり、委員の方は9名の方がおられます。そのうち、横山さん、下島さん、山下さん、この方々が交代の委員さんということであります。選出の区分は、横山さんについては校長会、下島さんについては保育協会、山下さんについてはぐりとぐらの代表という部分で替わっております。それ以外の方は継続ということです。

任命年月日は令和7年4月1日、任期につきましては令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

○本多教育長 ただいまの図書館協議会委員の任命について何かございましたらお願いいたします。——特にございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 それでは議案第2号 駒ヶ根市図書館協議会委員の任命についてお認めいただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長 ありがとうございます。

### 議案第3号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

○本多教育長 それでは議案第3号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、お願いします。

○木下社会教育課長 それでは議案第3号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてお願いいたします。

スポーツ基本法第31条並びに駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定のより下記の者を駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員に委嘱したいというものでございます。

御覧いただいている委員さんでございますけれども、8名の方がおられます。そのうち今回新規で交代される方は中ほどの松井良文さんであります。その他の方は継続でありますけれども、駒ヶ根市スポーツ少年団の副本部長さんに就任された関係で新たに委員として委嘱したいというものであります。

その上に菅沼航さんの名前がありますけれども、今年——令和7年度、スポーツ少年団の副本長になりましたが、委員としては、前回副本部長でありましたので、そのままいるという形になっております。

委嘱の年月日は令和7年4月1日、任期につきましては先ほどの図書館協議会委員と同様の2年間の令和7年4月1日から令和9年3月31日までということでございます。

以上でございます。

○本多教育長 ただいま説明ございました駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について何かございましたらお願いいたします。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 それでは議案第3号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてお認めいただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長 ありがとうございます。お認めいただきました。

#### 議案第4号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

○本多教育長 続きまして議案第4号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整についてです。

私のほうからお願いいたします。

9ページに私宛ての「県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて（依頼）」という文書があります。これでよろしいかということで、教育委員会で審議をしてくださいということでございます。

10ページから13ページまでございます。

実はここで読むことはございませんでしたけれども、そんなにたくさんではございませんで、改めてここで読ませていただきたいと思います。了解事項ですので目で追っていただければと思います。その後で御意見、御質問等を受けたいと思います。

10ページから13ページ、読み合わせあり。

この後、御意見、御質問等をお聞きして、特になければ、これを県へ6月中に提出したいと思います。検討のほうをよろしくお願いいたします。

例年と特に変わっているところはございませんでした。

昨年度のものを確認いたしました。12ページの(2)に「この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。」とあります。10月から人事が始まりますので、その都度、市町村教育連絡協議会へ行ったときに主幹と面接をしてくるわけですが、「出席者は、原則、教育長とする。」とありますが、原則でありますので、駒ヶ根市、あるいは上伊那では代理さんも併せて出席をしております。

御質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 さらに細かなものはまた後日出てまいりますので、取りあえず了解事項と覚書ということでございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 それでは、質問、御意見等がないようでありましたら、議案第4号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について御了解いただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長 ありがとうございます。

お認めいただきました。よろしく願いいたします。

### 議案第5号 旅館業営業許可申請に係る意見について

○本多教育長 それでは議案第5号 旅館協営業許可申請に係る意見について、お願いします。

○塩澤学校教育係長 それでは、別冊の右上に「議案第5号」と記載してある資料を御覧ください。

旅館業営業許可申請に係る意見についてということで伊那保健所のほうから照会があったものになります。

旅館業法では、第3条第3項に規定する学校等の施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内の施設について、旅館業の許可を与える場合にはあらかじめ営業施設の設置により学校等の施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求めることとなっています。

このことに基づいて伊那保健所から照会がありまして、5月30日までに回答を出すことになっております。

該当となっている施設は、1にありますとおり駒ヶ根市立中沢小学校と中沢公民館になります。旅館業の営業をしたい名称と場所がTHIRD PLACE、[REDACTED]になります。

2ページに行っていただきまして、今回の照会に基づく回答様式が県から示されていまして、こちらに基づいて回答するよう求められております。

今回の旅館業を申請したものが3ページからになります。

申請者は[REDACTED]になります。

3ページと4ページに施設の概要の写しをつけてあります。

場所につきましては次ページからになりまして、地図の右上に申請者の生活している場所がありまして、その近くに中沢小学校と中沢公民館があるという地図になります。

さらに、申請者の敷地を拡大したものが6ページになりまして、「民泊施設」「新居」と書いてあるところが今回申請の場所となります。

7ページ8ページが実際の建物の様子になります。外観から中の様子、7ページが1階で、8ページが2階の中の様子の写真となっております。

9ページからが申請者の事業計画ということで、どういった意図と狙いかと書いてあります。

9ページのTHIRD PLACEの名称とコンセプトというところを御覧いただきますと、

職場や、自宅以外の「第三の居場所」として、リフレッシュやストレス解消の場として。一組一棟貸しの民泊。お一人でサードプレイスとして、お仕事専用スペースで。

ゲスト定員4人まで、ご家族団らんの間としてゲストの快適さとリラックスを追求し、滞在をより快適に心地よく過ごしていただく。

ということです。

その下の黒ポツの2つ目には「駒ヶ根市の交流人口・関係人口を増やし、移住定住にもつなげられたらと、考える。」と書いてあります。

さらに、10ページを御覧いただきまして、基本情報としまして1～5があります。

1につきましては、法的手続きを取っていきますと、保健所ですとか、県の関係、消防署等の手続きを取りますとあります。

3につきましては、衛生管理と安全対策です。

- ・生活な環境の維持：定期的な清掃と衛生管理をする。

- ・防火・防災対策：非常口の確保、消化器、防犯・監視カメラの設置、避難経路の明示など安全対策を講じる。

4につきましては、近隣住民と良好な関係構築ということです。「民泊運営にあたり近隣住民へ配慮する。事前にあいさつを行い、理解と協力を得ることでトラブルを未然に防ぐことができる。」

5としまして、集客とプロモーションです。

中沢地区の魅力を効果的に伝えるために以下の方法を考える。

- ・オンラインプラットフォームの活用：じゃらんやAirbnbなどのサイトに登録し、宿泊者を募集する。

- ・SNSでの情報発信：インスタグラムやFacebookを活用して施設や、周辺の魅力を発信する。

- ・地域イベントへの参加：地元イベントや祭りに参加し、魅力的なPRを行う。

としております。

次に3の施設情報です。

「・1棟貸し 1組限定の宿泊（1人～家族など4人位まで） 食事提供なし」、自身で食材を持ち込んで調理、食事をしてもらうようです。

チェックインは15時～22時、チェックアウトが10時。

料金体制は、一番下のありますとおり1人～4人の料金体制で、御覧のとおりとなっております。

この建物は行く行くは申請者のお子さんのための住宅ということで建設をしたのですが、お子さんに譲る前の空いている期間をこういったことで活用したいということで、始めたいという内容になります。

次に11ページを御覧いただいて、旅館業法というところを御確認いただきたいと思います。

今回、伊那保健所から照会がありましたとおり、1の許可としましては「旅館業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」ということが前提にあります。

2の区域としましては、旅館業法第3条第3項にあります「学校教育法第1条に規定する学校」——今回は小学校、「社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設」——今回は公民館、「の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとき、許可を与えないことができる。」ということになっております。

3としまして、今回求められている意見になります。

旅館業法第3条第4項としまして、学校については当該学校を設置する地方公共団体の教育委

員会の意見を、社会教育に関する施設については当該条例で定める者の意見を求めなければならないということで、保健所から照会が来ております。

今回焦点になっているところは4の「清純な施設環境が著しく害されるとは」ということになりました。

ここに掲げているものが全てではないのですが、代表的なところを挙げさせていただきました。騒音、悪臭、交通混雑、迷惑行為、その他ということです。

ここに挙げているものがあると今回は中沢小学校と中沢公民館の清純な施設環境が著しく害されるというところになってきます。大きな音ですとか不快な臭い、通行や送迎に困難が生じたり、暴言や暴行など安全を脅かす行為があったり、そういったこと挙げられるところであります。

今回、保健所に出します意見の回答ということで、12・13・14ページです。

回答としてはいろいろなパターンがあるかと思いますが、私のほうで3つほど作成してみました。

まず12ページは、今回のTHIRD PLACEへの意見は特にありませんということで、2の「無」に丸をしてあります。

13ページについては、意見ありということで、「当該営業施設THIRD PLACEが、中沢小学校及び中沢公民館の、清純な施設環境を著しく害されるおそれがあると判断する。」という回答になります。

14ページは、こちらにも意見の有無としましてはありということで、意見の内容につきましては、

中沢小学校及び中沢公民館への、清純な施設環境を著しく害されるおそれの有無については不明だが、そのおそれが生じないよう当該営業施設THIRD PLACEの営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と運用ルールの確立を求める。

また、中沢小学校及び中沢公民館への、清純な施設環境を著しく害した場合は、直ちに施設の営業停止を求める。

といった内容です。

あくまで案というところで作成させていただいたところなのですが、伊那保健所に回答を求められておりますので、どういった回答がよろしいか御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○本多教育長 ただいまの件について御質問ありますか。

木下委員。

○木下委員 特にないですが、目的がはっきりしていればいいと思います。

初めてこの話を聞いたのですけれども、これは永久的にやる商売ではないですね。

道路から一段低い場所ですので、ちょうど2階部分が道路の高さと同じくらいになると思います。

最初は御自身たちが住むと伺っていたのですけれども、どうも間があるのでこういうことをやろうという話になったのだと思います。前々からそういうプランがあるのでしたら、地元の者とか近所の者へは話がありそうなものですが、私も初めて伺ったことなので、何とも言えないです。

子どもたちの通学路からはちょっと離れていますので、子どもたちに直接影響があるところで

はないと思います。

中沢公民館と中沢支所へ上がっていく道路については入り口に当たるところですので、そういうことに関して言えば考慮が必要なのかなと思います。

○小池委員 すみません。いいですか。

○本多教育長 どうぞ。

○小池委員 14ページの回答内容ですけれども、これは、こういった条件をつけて基本的にはオーケーですよというような意味合いなのですか。それとも営業ルールをもう一回……

○本多教育長 決定権は、ここにはないです。

○小池委員 意見に対してです。

○赤羽教育次長 これを参考に県がオーケーするか、こういう条件が出ていますよとするかです。

○小池委員 賛成とか反対とか、そういう話じゃなくてということですね。

○本多教育長 旅館業法では11ページにあるようなところで該当するのが学校施設、公民館施設だということで、御意見をということです。

○唐澤教育長職務代理者 事業主の方が敷地内に住んでいるということですよ。

○塩澤学校教育係長 そうです。

○唐澤教育長職務代理者 ですから、人物像とか、あとは法的に内容がクリアして、なおかつT H I R D P L A C Eが小規模だとかということを見ると、環境が著しく害されることは少ないのではないかなと思います。

○本多教育長 いかがでしょうか。

意見がないということはないと思いますが、あるとした場合、最後の14ページ、例ですけれども、こんなような意見をつけたらどうかということです。これは要らないのではないかとか、どうせやるならこういうことも加えたらどうかというようなことがございましたらお出しください。

○唐澤教育長職務代理者 意見の内容ということで、私が先ほど言ったことを具体的に書くのはあれですけれども、ここに例で書いてくれてある下の2行、「また、中沢小学校及び」からの2行が入れてくれてあればいいのではないかと思います。

○本多教育長 先ほど木下委員さんが言われたように、ここはちょっと道から下がったところで、立地的に公民館や支所へ上っていく道のすぐ前だということで、近隣の交通障害を引き起こすということ、私はそういう道なのだと改めて思いました。そういうのは、清純な施設環境を著しく害したり近隣の交通障害を引き起こしたりするような場合にはというようなことがありますから……。

○木下委員 交通の妨げにならないように……

○本多教育長 そんなことを入れなくてもいいのかなと思いました。

○木下委員 そんな言い方で入れてもいいと思います。

○本多教育長 何でそんなことを言うかということ、その上に登戸研究所平和資料館があったり公民館があったりするということ、どんなものかと、興味のある人はどんだんだんだの坂を上っていくことになりはしないかと思うわけです。

今の話のようなことについても検討してもらって、あとは事務局にお任せでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長　そういうことで、期日までに県のほうへ回答することに御了解いただいたということです。

一応議案になっておりますので、議案第5号　旅館業営業許可申請に係る意見についてお認めいただける方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○本多教育長　ありがとうございました。

## 5 協議事項

### (1) 駒ヶ根市こども計画（素案）について

○本多教育長　それでは、審議案件は全て終了しましたので、協議事項に入りたいと思います。駒ヶ根市こども計画（素案）について、お願いします。

○菅沼こども相談係長　よろしくお願ひいたします。こども相談係、菅沼と申します。

事前に資料を送付させていただいております第4章の施策の展開というものとカラー刷りの前回お示ししたものと少し改定したものとなっております。こちらをお手元に御準備いただきまして、御説明し、御意見、質問を頂戴したいと思います。

今回のこども計画でありますけれども、計画そのものにつきましては、個別具体的な事業や事業内容をお示す計画ではなく、計画策定時における現状や問題点、課題となる事項について、こども計画本来の計画期間は5年間ありますが、その計画期間内における課題等に対する方針や方向性、取組方法について包括的に記録するようなものが計画となります。この計画に基づいて個別具体的な事業をする場合には、各種の協議、3か年計画の説明により予算確保を行い、具体的な事業として実施するようになります。

A4カラー版のほうをお開きいただきまして、「駒ヶ根市こども計画（素案）の概要について」にありますように、全体を6章で構成させていただき、第4章　施策の展開以外の各章については今までの定例教育委員会において御協議をいただいております。

内容につきましては、前回の委員会以降大きな変更はありませんが、まず第4章の部分について、以前のものは、第4章を「作成中」と記載していたものから「作成中」を削除した部分と、裏面、計画の体系図を変更しました。

体系図の一番右の施策の項目について、第4章ができたことにより確定したため、文言の修正と項目番号を付しております。その他の部分については今までに配ったものから変更ございませんので御承知おきください。

体系図をお手元に残しながらお聞きください。

本日は、遅れておりました第4章　施策の展開について御協議をいただき、計画全体の素案を作成させていただく予定であります。

第4章の構成になりますけれども、厚いほうの資料をお開きいただきまして、体系図と見比べながら御覧いただきたいと思います。

構成ですけれども、計画の体系図の「施策の視点」の欄にありますように、全体を大きく3つの視点で構成しております。

この3つの視点についての説明をまず記載しておりまして、その施策の視点を施策内容に分割

して、分割した内容について、現時点での駒ヶ根市や全国的な現状と課題について記載し、さらにその内容につきまして施策の項目ごとに分け、担当部署を掲載した今後の計画期間内における取組や方向性について記載をしているところでございます。

事前資料を送付させていただいてあるため、ここでは内容について詳細な説明はいたしません  
が、各委員さんからの要望や御意見を頂戴したいと思っております。

なお、先週22日に子ども・子育て会議を開催しまして、第4章について同様の説明を行い、  
本日の資料には反映されておられませんけれども、要望、意見をいただいております。

計画全体をイメージしていただくために、まだ案の案でありますけれども、全体、全部の形を  
整えたこども計画の全体版を後でお返ししますので、御覧いただきたいと思っております。

なお、イラストにつきましては仮のイラストでありまして、追加したり削除したりすることが  
あるので御承知いただきまして、一部に「こまかっぱ」のイラストを挿入しております。ただ、  
「こまかっぱ」についてはバリエーションが少ないので、一部、イラストと「こまかっぱ」が混  
在している状況になっておりますが、こちらも御覧いただいて御意見をいただければと思いま  
すので、よろしく願いいたします。

以上です。

**○本多教育長** こども計画素案につきまして事前にお目通しいただけましたか。御意見、御質問  
等をお受けしたいと思えます。

**○木下委員** 細かなことで申し訳ありません。

**○本多教育長** どうぞ。

**○木下委員** 内容云々ではなくて、校正で最後かければ直ることだと思うんですけど、送って  
いただいた資料、新しくなるものを見せていただいた、そのままなので、58ページになりますけ  
ど、③教育、養育におけるこどもの権利の理解促進、上の2つ、子ども課、子ども課のところ、子  
どもの権利に関する理解を深め子どもは漢字を使ってあります。その下の小中学校の授業にお  
けるこども権利に関することは、平仮名なんですけど、その下がまた子どもの子を使って、ず  
っと後ろの章まで読んでくと、全部、結構、平仮名で全部説明が入っているので、特別なことがな  
ければ、こども計画全て、平仮名ですので、平仮名統一でよろしいのではないかなと思えます。

**○菅沼こども相談係長** こちらにつきましては、令和4年に国のほうから、子どもという表記に  
ついては、特別の定めがないもの、事前に法定化されているものとか、要綱とかで定められて  
いるもの以外はなるべく平仮名のこどもを使ってほしいという通知がありました。

子どもの権利条約であるだとか、子ども子育てという言葉であるだとか、子育て支援センター  
というもの、定められて漢字のほうを使っているものがありますので、それにつきましては、行  
政的に条例や要綱を変える必要はないので、何かのときに平仮名に変えていってくださいとい  
うような形で国から通達が出ておりますので、最終的に、再度の調整で、子どもについては、整  
合をかけるところでありますけれども、今回の子どもの権利に関するという部分につきましては、  
たしか漢字表記になっておりましたので、そのまま記載をしておるところでございます。

新しくできたこども基本法であるだとか、そういう、こどもまんなか社会とか、新しく制定さ  
れたようなものにつきましては平仮名表記で国のほうがつくっておりますので平仮名表記、かつ、  
子どもという表現をするときにはなるべく平仮名を表示して記載をしておるところであります  
ので、混在をするところは、大本が漢字の表記になっているという形で御理解いただければと思

ます。

○木下委員 それぞれに意味があるんですね。

○菅沼こども相談係長 先ほどもおっしゃったとおり、58ページの③1番目と2番目は同じ子どもの権利と書いてありますので、ルールは今言ったとおりでありますけど、こちらはどちらかが間違っているのでは修正いたします。

○木下委員 もちろん、子どもたちもこれからしっかり読んでいくのだと思うので、分かりやすく書いていただくとありがたいです。

○本多教育長 今のような細かいところでも広いところでも結構でございます。

唐澤さん、いかがですか。

○唐澤教育長職務代理者 言葉の問題で、恐縮なんですけれども、62ページ——上の現状と課題と下の表の中で普及啓発という言葉が3か所くらいあるのですが、文章でずっと読んでるときに、普及って、何か引っかかりがあったんですけど、ほかの、例えば68ページは広報啓発とか周知啓発となっているので、普及よりは広報とか周知のほうが分かりやすいと思います。その言い方なんですけど、文章を読んだときに、何々をと、そういう目的もなく普及とかあると分かりにくいかなということを感じました。普及ということを広報とか周知に統一したほうが良いのではないかなと思いました。

もう一個、81ページの文章でいったら上から5行目、丸ポツ2つ目の2行目ですが、青年期の若者が自らの適正等の適正というのは、正しいじゃなくて、りっしんべんの性だと思うんですけども、適性。

あと、83ページの文章で上から2行目の男女共同参画の視点から好意的な変化とあるのですが、好意的というのは、すごい感情の、愛情とか近親感とか、そういうことだと思うので、望ましいぐらいのほうが良いのではないかなということを感じました。

○本多教育長 一読してわかりやすい表現ということですね。

○唐澤教育長職務代理者 そうですね。

あと、事業の内容についてはこれからということなんですよね、今後のことは。

○菅沼こども相談係長 そうですね。ここの計画については、今後5年間で、もちろん今決まっているような事業もありますけれども、今後5年間で行っていくものになります。そのとき、例えば5年後にこういうことをしたいということがあったとしても、それは、まだ、予算の確保をしたり議会で説明をしたりして初めて事業となっていくわけですので、あくまでもここは、こういう課題に対してこういう方向性でいろいろ事業を考えていきたいという項目になるので、何となく、このことだと分かるような事業も、事業としての形に入っていくものもありますけれども、あくまでもこれは方向性ですね、こういう方向に向かって事業展開、事業を考えていくという形のものになります。

○唐澤教育長職務代理者 はい。

○本多教育長 どうでしょうか。

具体的なことは盛り込めという意見も出るかと思いますが、それは今後ということで、今説明のとおりであります。

先ほどの文言の統一についてはどうですか。

○菅沼こども相談係長 はい。広報、周知の、普及をやめるというか、使わずに、適性の関係、好意的等、直していきます。同じような言葉が出てくることがあるので、ほかのとも一緒に合わせて確認をします。

ありがとうございました。

○小池委員 感想的な話になりますが、非常に細かいところもすごく網羅されていて、すごい計画だなというふうに思いました。

第6章に周知の話だとか進捗管理、PDCAの話が出てますが、今後そこら辺がすごい重要になってくるのではないかなということを感じました。

こういう施策があるのを知らなかったというようなことであると、何か絵に描いた餅になってしまうので、そこら辺、何かうまくターゲットを絞った広報が今後必要になってくのかなというような気がしました。

それと、すいません、非常に細かい話で申し訳ないです。

66ページの(5)の上から3ポツ目のインクルーシブ教育の後に米印がついていて、これはどこかで説明が挿入されるということですか。

○菅沼こども相談係長 資料編のところに用語集をつける、用語解説をつける予定であります。

○小池委員 はい。

○菅沼こども相談係長 実はこの中でついているのはこのインクルーシブ教育という部分だけであって、ここを難しい言葉だねということを目印つけたのが今製本化されてるので、今後、最終版としましては、この第6章の後ろに資料編というのがありますので、その中に、用語、用語集というか、用語解説という形で、我々的には仕事で使っている言葉であっても、なかなか一般的に使わない言葉という部分をピックアップして、こういうことですという説明をしていく予定であります。

○小池委員 はい。分かりました。

そうすると、その米印の説明みたいなのもどこかには出てくるということなんですね。

○菅沼こども相談係長 そうですね。この、例えば米印は消して、用語集のほうで、この言葉は何だろうといったら後ろで見てもらえると、用語、インクルーシブ教育、これはこういうことですというような形で載せる予定であります。

○小池委員 はい。分かりました。

○本多教育長 とても大事な第6章の計画の推進に向けて、きっとここが大事になってくるのではないかと、別の会議に出たときに、どうしても日本人というのは、決めたら、もうそれで終わり、一切変えようとしなないという、何か、追跡調査してるのかいというのが日本人に一番欠けているとこだというようなことも、意見も出されたりしましたが、5年もあるんだけど、これって決めたら、もう5年、それっきりっでもうずっと行くというよりも、どう考えてもおかしいといったことの振り返りや、直しとか、手直しをしていかななくてはいけないというのは、当然これからはやらなくてはいけないよね。そこらあたりはいいかね。

○菅沼こども相談係長 はい。まだ予定ではありますけれども、また、教育委員会で中間の報告であるとか、逆に現状という形でお話を聞きながら、場合によっては改定ということも考えつつ、今のところは予定しております。

○本多教育長 ということでありますので。

さらに何かあれば……。

木下さん、いいですか。

○木下委員 内容的にはほんとすばらしいものだと思いますけれども、5年間かけて、いろいろ変更をかけながらということだったんですけど、最近の流れでいくと、保育園の廃園、統合、下平の幼稚園のこともありましたよね。コロナ禍で子どもが少なくしており、これから5年間のうちで間違いなく入園、それから入学の子どもたちの人数も、そういうときが来るので、それにまた対応していく何か、ここにうたわなくてもいいので、何か策を考えていくべきなのかなと思います。

我々が思っている以上に保護者の皆さんの対応が早いというか、要望が早いというか、私たちはこうやって考えているのに教育委員会のことはこういうこと書いてないとか、少子化についてのこと、本当にこれから対応策を真剣に練っていかないといけないかな……。具体的に書けてもちょっと困るかと思いますが。

南小の保護者と話をしても、今の子どもことは、減少のこと。中沢、東伊那はもちろんですけども、とにかくそういう話しか出てこないで、そこをこれからどう持っていくか、検討していく必要はあると思います。

すいません。具体的過ぎて申し訳ありません。

○本多教育長 関わることで、いかがですかね。

○唐澤教育長職務代理者 今の意見で。少子化は、別な動きなので、こども基本計画については、それで、そこにあえて入れる必要はないのではないかなと思います、今ある子どもについての施策ということなので。

○菅沼こども相談係長 いいでしょうか。

○本多教育長 はい。どうぞ。

○菅沼こども相談係長 今のお話であります。

少子化に直接具体的に当たる文言というのは、中を見ていくと部分的にはあるんですけども、青年期、子どものライフステージ別の青年期というところで、結婚や就職の関係ということで、一部、少子化の前段部の形になるんですけど、出会いだとか、そういう部分、82ページになるんですけども、成人に対する部分が記載されております。

ただ、その少子化を具体的にどうのこうのっていうところには至ってはいませんが、今回のこども計画につきましては、他の計画とまたちょっと違う部分で、ニーズ調査を行ったり、今回、幅広く子ども・若者アンケートも追加でやらせていただき、かつ、その統計上の数値等を勘案してつくっております。なので、今の段階が5年間継続するとは、もちろん思っておりませんが、少子化がどんどん、もっと想像以上に進むとか、V字回復ということは夢の夢ではあるかもしれませんが、可能性としてはないわけではありませぬので、今現在の情勢を踏まえた今後5年という形になっておりますので、場合によっては大きく情勢が変化するものもあり得ますので、それが、先ほど言ったように、また計画の見直しであるとか、中間評価だとかという形でやっていく必要があるとは思っておりますので、御承知ください。

○本多教育長 よろしいでしょうかね。

さらに別件でございますか。

うちへ帰ったら気が付いたというようなこと、最終、いつまでにお知らせすればいいですか。

**○菅沼こども相談係長** 今回の御意見を基に、前回の子ども・子育てと併せまして6月の議会で御説明するような形になります。

さらに、その後、パブリックコメントをしますので、市民の方から広く意見を求めるという形で、もちろん委員さんが直接そちらへ意見を出していただいても、まだ最終版としては動きませんので、今月中とか、もし追加で何かあったということであれば、御連絡なりいただければ反映をさせていきたいと思っております。

**○小池委員** 1つだけ、すみません。

90ページの数値目標とありますよね。それは、第4章の数値目標ということでもいいんですよね。6章の中に入るべき数値目標なのか、4章を取りまとめたこの数値目標という読み方でいいのか、そこだけ教えてもらえればと思います。

**○菅沼こども相談係長** この数値目標につきましては、ベースはアンケート調査になっております。5年に1回行うアンケート調査で、今回でいくと令和5年と6年に行ったアンケート調査で、この9項目については、表の一番上に書いてありますけど、11年度の数値目標、これは国が掲げている目標値と同じ数値にしていますということで、国がこども基本法、こども大綱等をつくったことによって、この9つのものについて回答がこの割合になるような目標でいきたいと思いますという形でやっております。

今回のアンケートも、その、国の必須事項とお話しさせていただいたことあるんですけど、国のこの9項目については必ず含めたアンケートを取りなさいという形になっておるので、こどもとします、次の計画策定のときの数値目標としては、アンケート調査の結果としてこの割合まで、この事業というか、この課題、取組によって数値の目標としてはここまで上げていきたいという表になっているので、具体的には、アンケート結果の、目標数値という形になりますけれども、前回のアンケートを含めて、この第4章の取組施策を展開することで、その数値をここまで上げていきたいという形で4章に入れております。

**○小池委員** 4章に関連づいてるということでもいいんですね。

**○菅沼こども相談係長** そうですね。4章の取組結果としてこうなりたいというところですので、6章のほうが適正なのかということであれば、また変更しますけれども、一応、今回の構成としては、そういう形で、この4章の一番最後に載せております。

**○小池委員** はい。

**○本多教育長** よろしいでしょうかね。

**○小池委員** はい。分かりました。

**○本多教育長** ほかはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○本多教育長** 長時間にわたっての御清聴、ありがとうございました。

先ほどもありましたけれども、まだパブリックコメントがあります。教育委員さんから少しでもここはこうしたらいいのではないかという部分を盛り込んだ後にパブリックコメントを行っていただくように、間に合うのであれば意見を出してもらったらいいいと思って申しあげましたけれども、まだ時間があるようでありますので、何かございましたらまたお声かけいただければと思います。

それでは、(1) のこども計画につきましては終了とさせていただきます。

## (2) 総合教育会議について

○本多教育長 (2) 総合教育会議について、お願いします。

○赤羽教育次長 資料14ページをお開きください。

また本年も総合教育会議を開催する時期が参りまして、計画をしていくのですが、昨年もありまして、これまでも毎年行方中で、総合教育会議の中での協議事項をまた委員の皆さんに出していただきたいと思います。

今日は日程を押さえておきたいと思い、皆様方にお伺いしたく思います。

7月29日が7月定例教育委員会ということで、できればその日に行えればよかったですけれども、市長の日程が29日は合わなくて、できれば7月31日に日をずらしていただければと思うのですが、皆様方、いかがでしょうか。

○木下委員 7月ですね。

○赤羽教育次長 7月31日、午後3時半頃から総合教育会議をやるということですが……

○小池委員 私は大丈夫です。

○唐澤教育長職務代理者 私もいいです。

○木下委員 はい。

○赤羽教育次長 山田委員さんはどちらにしてもいないのかな……。山田委員さんは、たしか海外と言っていていましたかね。

○唐澤教育長職務代理者 上旬は違う事業に出られないと言っていました。

○赤羽教育次長 聞いてみます。山田委員さんの御都合を伺って、一応7月31日に総合教育会議を設定したいと思います。

それで、また皆様方からそれぞれこんな項目について市長と協議したいということも挙げていただいて、次回の6月定例教育委員会までにテーマを決めていただき、そこでまた調整をしたいと思しますので、お願いします。

○本多教育長 今こういうのを柱に据えてくれという案はございますか。次回の定例教育委員会で内容は詰めますけれども、今の段階で何かあれば……

○唐澤教育長職務代理者 毎回同じようなテーマになるのですけれども、総合教育会議は首長が招集するものですよね、ですから、半分くらいはあちらから議題を出してもらってもいいと思います。ずっとこちらから質問していると、何か議会の小さい版みたいな感じで、同じことの繰り返しのような気がします。

○赤羽教育次長 ちなみに、18ページのほうに去年の総合教育会議のレジュメを載せてありまして、3の意見交換のところの(1)から(4)まで、それから、そのほかでウミガメプロジェクトや若者相談室、人権教育ということが載せてあります。

○本多教育長 まだ内部でもしっかり詰めていないのだけれども、今ちょうど18ページが出ているので、(3)部活動地域移行については、これからの地域展開ということですが、より具体的に動くのだぞという意味合いなのだけれども、これについては、どうしても、これから最後のネックになる補助金というか、要するに市から指導者に払うお金であるとか、そういうものも——昨日も8市町村で話したときに、やはりそういうところがこれからはネックになってい

くというようなことで、最後までじっくり会合はできなかつたのですけれども、資料の中を見てもとそういうものがありました。

そこらあたりのところは、ぜひ首を突っ込んでもらわないと、教育委員会と社会教育だけで、あとは地域のスポーツ協会、スポーツ少年団等で話して決めろという問題ではないと思うのです。そこは、誰が言うというのは次回ですけれども、ぜひとも触れてほしいなと思います。

**○赤羽教育次長** いろいろ問題になっているのは、今、教育長さんが言ったように、市としてのお礼だとか、そういうものを指導者に渡す、それと、もう一つは生徒の移動に関わる費用、そういったものは、いずれも保護者負担を減らしていきたいという観点で、財政的援助を考えているのか。

**○本多教育長** お金お金と言わないで、まずは自分の足をよく使うように自転車で動けると俺は言ったのだけれども、それでは東中学校の子が赤穂地区へ来るのにどうするのかと、電動機付自転車を市で買って貸してやると、その代わり充電は自分だぞと、それで、終わったらネクストの学年に引き継いでいくとか、何でもお金で確保してやるというよりも、そのほうが実質的かなと思ったりするのです。自分でやりたい部活なのだから、少しは自分たちでも自助努力をとります。

何でもセットで親が送り迎えだとか——実際に今移動でやっている飯島町と中川村のバレーボールの関係も、時刻が合わないからといって、町や村のバスを使っている人はいないそうです。

ちょっと遠回りだけど増発できないのかなと思っても、なかなか思うようにいかないと言って、どこもみんな苦しんでいるようです。

例えばそんなようなこと、まだ何か月かございますので、そんなようなことはどうかと思います。

ただ、去年の場合はちょっと多過ぎましたよね。踏み込んで、もう少しじっくりしゃべってもらったほうがよかったかなと思ったけれども、そう思ったのは俺だけだったかね。

**○木下委員** 多過ぎましたね。結局、私の場合は、もう市長さんの答弁ではなくて事務方の答弁が非常に多かったので、あまり事前に用意し過ぎるのもどうかと思いました。

福澤元教育長職務代理者さんがそのときに思いついたこと、聞きたいことを聞けばいいのよなんておしゃっていましたが、ビジョン的なことを市長にお話しいただいたほうがいいのかと思いました。

**○本多教育長** 具体的には、先ほどの少子化ということもいろいろに関わって聞いてもいいですよ。

**○木下委員** 事務方の答弁になると準備するほうも大変でしょうし、会議としても成り立たなくなってしまうからね。お答えいただけるようなものを考えてみたいと思います。

**○唐澤教育長職務代理者** ですから、先ほどの話ではないですけれども、市長が2つぐらい出していただくとか……

**○木下委員** そうですよ。こういうことを話してみたいなんていうことがもしあれば……。

**○本多教育長** これは制度が変わっても旧態依然としているようなところですよ。この会は首長のほうで招集するのに、教育のことだからといって教育委員会に結局回ってくる、何か議会の答弁のような感じで、あんなのは全然面白くないですよ。市長側に投げかけてみてください。

ありがとうございました。

次回にはもう少しこんなことというのが出てくるかと思えますけれども、御自身でも考えてみてください。ぜひこれを柱にしてもらいたいということが思いついたら、事務局のほうにあらかじめ知らせていただいて構いませんので、ぜひよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは協議の（２）は終了いたします。

最終確認ですが、7月29日の定例教育委員会が31日に移動ということで、そこは御確認をよろしく願いいたします。

## 6 報告事項

### （１）行事共催等承認申請の専決処分について

○本多教育長 それでは6番の報告事項に移ります。

行事共催等承認申請の専決処分について、お願いします。

○倉田教育総務係長 19ページをお願いいたします。

前回の教育委員会から今回までの間に行事共催等の申請が出てきたものが18件あります。そのうち3件が共催、後援が15件となっております。後援については全て承認、共催については、2件を承認しまして、今日、1件、協議をお願いしたいものがあります。

下から5番目、共催、7—029「進学ガイダンス in ながの2025」というものですが、こちらは公益財団法人長野県国際化協会というところから申請が上がってきておりまして、具体的にどんなものかを伺ったところ、外国籍のお子さんや日本語を母国語としない児童生徒、保護者のための進学ガイダンスになるそうです。

それで、出てきたのは新規でして、上伊那で開催するのは5年ぶり、2019年以降、コロナ禍のときはやっていなかったということです。

今回、何で共催として上がってきたのかということをお伺いしたところ、チラシが県教委経由で市教委に来て、市教委が各中学校に配布して、それを市教委がまとめて報告するというので共催としてお願いしたいということで申請が上がってきたのです。

こちらは上伊那の各市町村にも共催、後援の依頼をしているようで、どんな様子かと思って伺ったところ、全て後援で御返事を出しているそうです。

共催というのは、企画から関わり、中にも入って一緒に運営していくということなので、お話を聞いた中では、うちも共催ではなく後援でいいのではないかと思うのですが、今日、協議いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○赤羽教育次長 申請書はあるのですか。

○倉田教育総務係長 はい。

○赤羽教育次長 持ってきてもらえますか。

○唐澤教育長職務代理者 ここに「共催」と書いてあるところは、もう共催と決まっているところなのですか。

○倉田教育総務係長 全ては分からないのですが、例えば伊那市、箕輪町、宮田村は、もう後援で返事が行っているそうです。

○唐澤教育長職務代理者 印刷では伊那市も入っているのですが……。

○本多教育長 いかがでしょうか。

今問題になっているのは、下から5つ目の「進学ガイダンス in ながの2025」を共催ではなくて後援にしたい——向こうでは共催と言ってきているけれども後援でいいのではないかという点でございます。

○木下委員 学校を介して取りまとめをして、市町村教育委員会をはじめということになりますよね。

○本多教育長 共催でなくても大事なことであれば幾らでもできることだけれどね。

○倉田教育総務係長 県教委は共催と一緒にやっていくそうです。ですから、県教委から市教委に周知のチラシというのが来るそうです。

○唐澤教育長職務代理者 先ほど説明があったように、共催だと企画から運営まで全部一緒に関わるということだと思いますので、後援でいいのではないかと思います。

○木下委員 どの程度の企画というか、どのくらいの負担——負担という言い方はおかしいですけども、そういう機会があるということなのでしょうか。

○倉田教育総務係長 ただ、もう企画はできていますし、運営もそちらでやっていただけます。市教委としてできることは何ですかとお聞きしましたら、当日、聞きに来てくれればくらいの話でした。

○木下委員 では後援でいいですよ。

○倉田教育総務係長 いいかなと思います。

○木下委員 何かを一緒にやって、さらに学校にも御負担を求めるよということになると、ちょっと共催は不可能じゃないかと思うのですけれども……。

伊那北の「きたっせ」を使って50組～80組と書いてありましたか。

聞きに来てくださればいいですよと言っていましたか。

○倉田教育総務係長 とおっしゃっていました。

○木下委員 共催でなくて、後援になっても、恐らくそういう案内は来ますよね。

○倉田教育総務係長 そうですね。

○木下委員 案内は来ると思うんです。

○本多教育長 小池委員さん、読んでみていかがですか。

○小池委員 これは郡内の市町村ごとに対応が違って構わないですよ。

○倉田教育総務係長 構わないと思います。

○小池委員 そういうことですよ。

財団法人自体は、独自で、いわゆる周知みたいなことは考えていないのですかね。それは、ほぼこちらの市教委のほうにお任せ……

○倉田教育総務係長 そうですね。県教委が周知をしていくとなっています。

○小池委員 そうなんですよ。

○木下委員 コロナ前はどんな扱いをしておったのか、ちょっと気になるころではありますけれども……。

○赤羽教育次長 全く新規の案件ですか。

○倉田教育総務係長 駒ヶ根市は新規です。

○本多教育長 実際に外国の子どもたちの対象が多いのは箕輪町とか伊那市が多いのだけれども、そこも後援であるということを考えたときに、何か無理に共催という意味はないから、協力しないわけではないのだけれども……。

この表記の仕方なのだけれども、向こうからとにかく言ってくれば左側の列には共催、後援と書いてありましたか。

それとも、下を見たときに、今回は報告なので、共催が2件、後援が16件ということなのですよね。

○倉田教育総務係長 結果とすると。

○本多教育長 結果とするとね。

だから、ここは決まったらまた直すということになるのかな。

○倉田教育総務係長 決まったら直します。私たちの持っているものは直す形です。

○本多教育長 はい。

では、そういうことで、協議中ではなくなりましたので、よろしく願いいたします。

後援の方向でということです。

ありがとうございました。

では報告事項は以上です。

## 7 その他

### (1) 令和7年度子育てサポーター養成講座について

○本多教育長 その他、令和7年度子育てサポーター養成講座について、お願いします。

○三枝子育て支援係長 お願いします。

20ページを御覧ください。

子育てサポーター養成講座のお知らせです。

毎年行っている養成講座で、令和7年度は6月18日水曜日から7月30日水曜日まで合計7回の開催を予定しています。

駒ヶ根市では子育て家庭活動支援ファミリーサポートセンター事業を実施しています。この事業は、子育てを応援してほしい人と子育てを応援した人が会員となり、会員同士が支え合い、子どもさんをお預かりする事業です。

最後の21ページにあります下の四角の中を御覧ください。

子育てを応援してほしい人が利用会員、子育てを応援したい人が協力会員で、協力会員が子育てサポーターとなる方です。

子どもを預かるために必要な知識や技術を学び、子育てサポーターとなるための養成講座ですので、委員の皆様には御承知おきいただければと思います。

以上、よろしく願いします。

○本多教育長 こういう仕組みがあるということで御承知おきいただければと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○本多教育長 以上で予定していたものは全て終了いたしました。全体を通して何かございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

## 8 閉会

○本多教育長 それでは、以上で令和7年駒ヶ根市教育委員会第7回定例会の全てを終了いたします。

御苦労さまでした。

午後3時40分 閉会

---

駒ヶ根市教育委員会会議規則第25条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

駒ヶ根市教育委員会

教 育 長

\_\_\_\_\_

教育長職務代理者

\_\_\_\_\_

委 員

\_\_\_\_\_

委 員

\_\_\_\_\_

委 員

\_\_\_\_\_